

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成23年6月10日京都市条例第8号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の一部の施行により障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、京都市消防団員等公務災害等補償条例ほか14条例について、規定を整備することとしました。

対象となる条例は、次のとおりです。

- 1 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正
- 2 京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正
- 3 京都市身体障害者福祉センター条例の一部改正
- 4 京都市知的障害者授産施設条例の一部改正
- 5 京都市若杉学園条例の一部改正
- 6 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正
- 7 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正
- 8 京都市身体障害者授産施設条例の一部改正
- 9 京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正
- 10 京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部改正
- 11 京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正
- 12 京都市知的障害者福祉工場条例の一部改正
- 13 京都市こころの健康増進センター条例の一部改正
- 14 京都市桂川療護園条例の一部改正
- 15 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部改正

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第8号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第1条 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第2条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

(京都市身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第3条 京都市身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改める。

(京都市知的障害者授産施設条例の一部改正)

第4条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同項第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同項第3号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

(京都市若杉学園条例の一部改正)

第5条 京都市若杉学園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第6条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第11項」を「第5条第12項」に改め、同条第3号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第7条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

別表第5号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同表第6号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。

(京都市身体障害者授産施設条例の一部改正)

第8条 京都市身体障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同項第2号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

(京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正)

第9条 京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第5号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

(京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部改正)

第10条 京都市在宅障害者デイサービス施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

(京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第11条 京都市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

(京都市知的障害者福祉工場条例の一部改正)

第12条 京都市知的障害者福祉工場条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例の一部改正)

第13条 京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改め、同条第4号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改める。

(京都市桂川療護園条例の一部改正)

第14条 京都市桂川療護園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改め、同条第3号中「第5条第11項」を「第5条第12項」に改める。

(京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部改正)

第15条 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)